職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我

#### 鳥取県人事委員会規則第40号

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則の一部を改正す る規則

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則(平成20年鳥取県人 事委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄 中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条 とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示、追加条及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」とい う。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しな い場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改正後 改正前

### (趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和│第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和 26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)別 表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備 考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同 表イの備考2、同表ウの備考2若しくは別表第6の 備考2、職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例(平成17年鳥取県条例第109号。以下「平成 17年改正給与条例」という。) 附則第15項、職員の 給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18 年鳥取県条例第43号。以下「平成18年改正給与条 例」という。) 附則第7条又は平成18年改正条例附 則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年 鳥取県人事委員会規則第14号。以下「規則」とい う。)第4条若しくは第5条の規定に基づき、給料 表に定める給料月額等に1,000分の965又は1,000分 の936を乗じて得た額を給料月額とすると他の職員 との権衡を失することとなる場合における給料月額 の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。)別 表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備 考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同 表イの備考2及び同表ウの備考2の規定に基づき、 給料表に定める給料月額に1,000分の965を乗じて得 た額を給料月額とすると他の職員との権衡を失する こととなる場合における給料月額の調整に関し必要 な事項を定めるものとする。

(条例別表第2の備考2等に基づく給料月額の調整) │(条例別表第2の備考2等に基づく給料月額の調整)

用を受ける職員(再任用職員以外の職員に限る。) であって、その職務の級及び号給がその者に適用さ れる給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務 の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給である ものの給料表に定める給料月額に乗じる割合は、当 該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ別表の 割合欄に定める割合とする。

2 略

(平成17年改正給与条例附則第15項の人事委員会が別 に定める割合等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する職員であっ て、その職務の級及び号給がその者に適用される給 料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄 及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの 平成17年改正給与条例附則第15項、平成18年改正給 与条例附則第7条又は規則第4条若しくは第5条の 規定の適用については、これらの規定中「1,000分 の965」又は「1,000分の936」とあるのは、当該職 務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の割合 欄に定める割合とする。

- (1) 平成17年改正給与条例附則第15項の規定の適 用を受ける職員
- (2) 平成18年改正給与条例附則第7条の規定の適 用を受ける職員
- (3) 規則第4条又は第5条の規定の適用を受ける 職員

(この規則により難い場合の措置)

第4条 略

別表(第2条関係)

ア 公安職給料表

職務の級	号給	割合
4級	略	
	120号給	10,000分の9,659
7級	21号給	10,000分の9,367
	22号給	10,000分の9,370
	23号給	10,000分の9,371
	24号給	10,000分の9,372
	25号給	10,000分の9,375
	26号給	10,000分の9,375
	27号給	10,000分の9,376
	28号給	10,000分の9,377

|第2条 条例別表第2から別表第6までの給料表の適|第2条 条例別表第2から別表第5までの給料表の適 用を受ける職員(再任用職員以外の職員に限る。) であって、その職務の級及び号給がその者に適用さ れる給料表の別に応じ、別表のアからキまでの職務 の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給である ものの給料表に定める給料月額に乗じる割合は、当 該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の 割合欄に定める割合とする。

2 略

(この規則により難い場合の措置)

第3条 略

別表(第2条関係)

ア 公安職給料表

	職務の級	号給	割合
	4級	略	
		120号給	10,000分の9,659
			, ,
ı			

29号給	10,000分の9,380
30号給	10,000分の9,373
31号給	10,000分の9,369
32号給	10,000分の9,362

### イ 略

# ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
略		
特2級	略	
	13号給	10,000分の9,664
3 級	1 号給	10,000分の9,437
	2 号給	10,000分の9,409
	3 号給	10,000分の9,377

## エ~カ 略

# キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
3級	略	
	101号給	10,000分の9,652
6級	1号給	10,000分の9,375

# ク 海事職給料表

職務の級	号給	割合
5 級	50号給	10,000分の9,362
	51号給	10,000分の9,363
	52号給	10,000分の9,361

### イ略

### ウ 教育職給料表(2)

2 TA 15 TEM MILI	11.00( = )	
職務の級	号給	割合
略		
特2級	略	
	13号給	10,000分の9,664

## エ~カ 略

# キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
3級	略	
	101号給	10,000分の9,652

## 附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。